

局施設でのロケ撮影にあたってのお願い

この度は、都営交通施設でのロケ撮影をご検討いただきまして、ありがとうございます。

皆様が撮影・収録等（以下「撮影等」といいます。）を希望されている場所は、東京都交通局が、多くのお客様へ交通サービスを提供している営業中の施設です。そのため、

- 1 地下鉄等の営業車両が頻繁に運転されていること
- 2 都営交通をご利用いただいている多くのお客様がいらっしゃるごこと
- 3 当局の施設に隣接してお住まいの住民の皆様がいらっしゃるごこと

などにご配慮いただき、下記の事項について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

■ 撮影等の事前調整にあたって

あらかじめ下見を行い、撮影内容（スケジュールや場所等）の原案を作成してください。その後、確定した原案の内容についてわかるもの（企画書、台本、絵コンテ等）を、下記担当へ提出してください。

- **撮影等に関するお問い合わせ・企画書の提出先**（提出に先立ち電話にてお問い合わせください。）

東京都交通局 総務部 お客様サービス課

電話：03-5320-6251（平日、9時から17時15分まで）

※撮影等に関する手続きは2週間ほど必要になります。

[注意事項]

撮影等の可否、スケジュール・場所等について、当該施設を管理する部署との調整を行う必要がありますので、お時間を頂戴しております。そのため、撮影等が可能かどうかの事前調整の期間をご考慮いただき、担当者にご相談ください。

また、「このシーンの詳細は当日決定します。」や、「駅構内のどこか適当な場所を希望します。」との内容では、安全の確保が図れないことや都営交通をご利用いただいている一般のお客様の支障となるため、撮影等をご遠慮いただいております。

地下鉄ホームでの撮影は、コンコースや改札口等と比較して、安全確保及び電車の定時運行確保のため事前調整に時間がかかりますので、あらかじめご承知おきください。

■ 撮影等をお断りする場合

1 以下のシーンを含むもの

- (1) 喫煙のシーン
- (2) 暴力行為のシーン
- (3) 公の秩序及び善良な風俗に反する行為のシーン
- (4) 安全運行に支障が出る恐れのある行為（ホーム下への転落、車両接触等）のあるシーン
- (5) 当局のイメージダウンになるもの
- (6) 駅構内やホーム等のサインに架空の表示を行い、その部分を含め撮影するシーン
- (7) 上記(1)から(6)以外においても当局がその内容を不相当と判断する行為のシーン

2 以下の時間帯等

早朝・深夜、朝夕のラッシュ時間帯（路線・駅等により混雑する時間は異なります。）

- ※ その他、年末年始等の休日及び特定のお客様が集中すると見込まれる日・時間帯、また、場所及び撮影対象者によって安全の確保ができないと判断された場合についても、撮影をお断りさせていただく場合がございます。

3 その他当局の本来業務に支障をきたすもの

- ※ 保安上撮影をお断りさせていただく施設がございます。
- ※ 過去の撮影等で、問題のあった場合、撮影はお断りさせていただきます。

■ 車内での撮影等について

- (1) 都営地下鉄車内での撮影はお断りしています。
- (2) バス車両を使つての撮影は貸切にて承ります（原則、営業車での撮影はできません。）。
 - ※ 撮影（貸切）は、都営バスが走っているエリアに限ります。
 - ※ バス停は、使用できません。
- (3) 都電車両を使つての撮影は貸切にて承ります（営業車での撮影はできません。）。
 - ※ 撮影を伴う貸切については、荒川車庫前発のみとなります。
- (4) 車両貸切については、車両・業務の都合によりお受けできないことがあります。
- (5) 日暮里・舎人ライナー車内での撮影はお断りしています。

■ 注意事項

- (1) 駅ホーム上での照明器具等（フラッシュ・ライト）を用いた撮影は、乗務員への影響が大きいことから一切お断りさせていただきます。
- (2) 安全上、撮影用の足場や、演出上の大道具などの大型機材の設置はお断りしております。
- (3) 駅構内の案内表示（駅名標・乗換案内板等）・駅構内営業施設（自動販売機・売店・コインロッカー等）・広告看板等への貼り紙（マスキング）はできません。
- (4) 駅構内のアナウンスや音声案内機器の音声等は、撮影の支障となる場合でも停止することはできません。
- (5) タレントや俳優を起用するなどの場合、必要に応じ、当局立会者・撮影スタッフとは別に、周囲を誘導・案内する保安要員（警備員等）を申請者側で手配・配置していただきます。

■ 施設撮影許可について

事前調整が終わりましたら、「撮影許可申請書」（様式 1）に必要事項を記載のうえ、撮影許可担当まで提出していただきます。また、申請書には、撮影場所や配置のわかるレイアウト図（5 ページ参照）の添付をお願いします。

■ 撮影許可担当（申請書の提出先・料金・立会関係）

東京都交通局 資産運用部 資産活用課（管理担当）

電話：03-5320-6183（平日、9時から17時15分まで）

※企画書提出・事前調整後の担当・連絡窓口となります。撮影に関するご相談・お申込みに際しては、撮影企画の都度、総務部お客様サービス課（1 ページ）までお問い合わせください。

■ 許諾料について

施設での撮影等の許可にあたっては、所定の許諾料及び立会料がかかります。

なお、立会が必要かどうか、また、立会人数は、当局で判断いたします。

許諾料等は、当局の指定する方法（申請書受理後、当局が発行する納入通知書又は請求書により、所定の銀行の窓口で払込みいただきます。）により、事前にお支払いいただきます。入金を確認でき次第、「撮影許可書」を発行します。

(1) 許 諾 料： 30,000円（1施設1時間あたり）

(2) 立 会 料： 5,000円（1人1時間あたり）

※いずれも平日・日中の料金（税別）です。

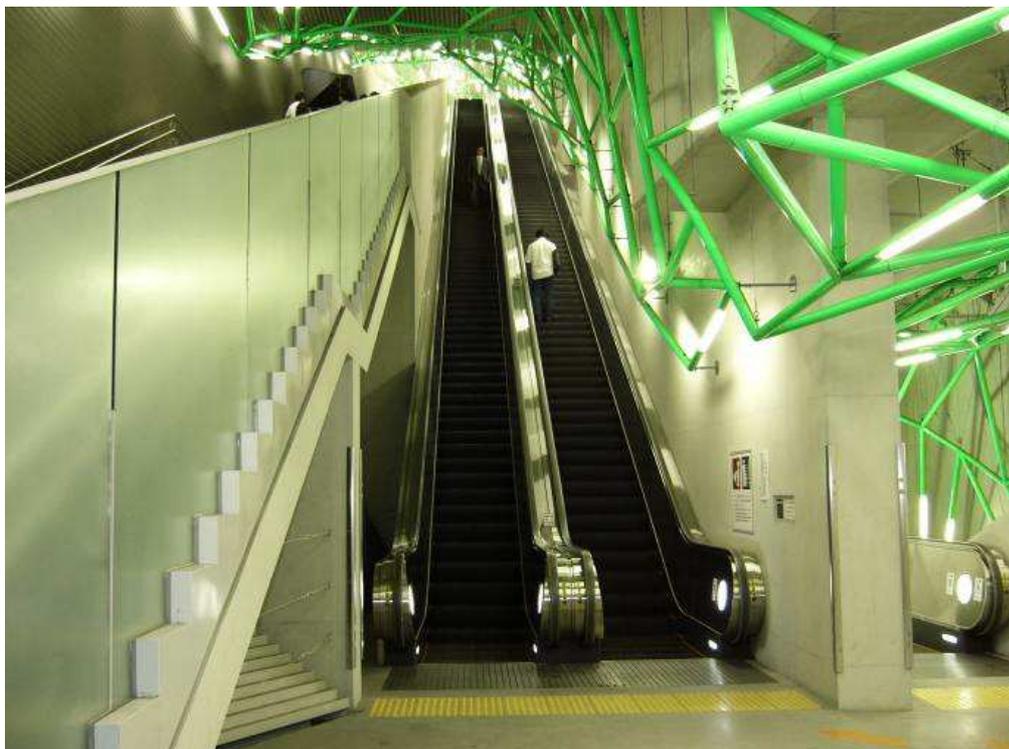
※車両貸切による撮影については、許諾料は上記と異なります（都電・都バスの貸切運賃がかかります）。

■撮影当日について

- 1 撮影等の当日は、必ず「撮影許可書」をお持ちください。
- 2 撮影等を開始する前に、必ず当局指定の事務所（駅長事務室、自動車営業所事務室等）に立ち寄り、撮影を始める旨を伝えてください。
- 3 タレントや俳優を起用するなど、現場が混乱することが予想される場合または混乱が生じた場合、当局の立会者とは別に、周囲を誘導・案内する保安要員（警備員等）を申請者側で配置されない場合は、撮影等を中止させていただく場合があります。
- 4 やむなく開始時間が遅くなることが予想される場合（概ね 30 分程度）は、できるだけ早めに当局指定の事務所に電話で連絡を入れてください。

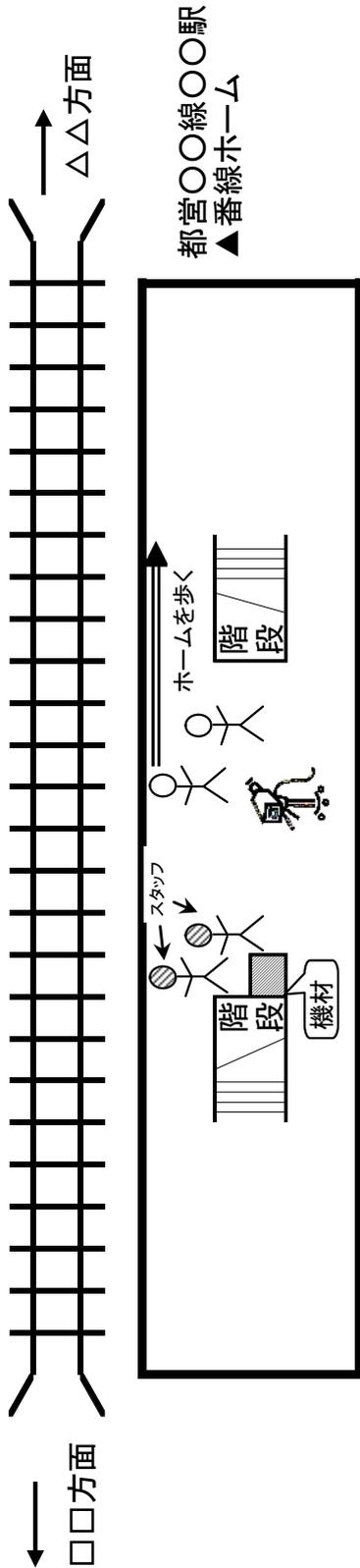
なお、終了予定時刻が夕刻ラッシュ時などに係る場合など、都営交通をご利用いただくお客様にご迷惑がかかると当局が判断した場合、撮影等を中止させていただくことがあります。そのため、時間に余裕を持って申請・行動していただくよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- 5 撮影等の際には、安全の確保の観点から当局立会者の指示に従ってください。
- 6 都営交通をご利用いただくお客様へご迷惑がかかる行為があった場合は、お客様の安全確保の観点から、以後、同様の申請について許可できなくなる場合があります。
- 7 撮影で改札口を通過する場合は、普通乗車券または一日乗車券等をお求めください（入場券はありません。）。



（大江戸線飯田橋駅構内）

ホームで撮影する場合のレイアウト図の例



コンコースで撮影する場合のレイアウト図の例

